

〈平成16年度税制改正〉
中小企業関係税制改正の概要

平成16年1月
経済産業省
中小企業庁

【目 次】

1. 中小企業の事業承継の円滑化	
(1) 事業承継税制の拡充	1
(2) 相続株式を自社に売却した相続人株主の課税の特例	3
(3) 非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減	4
2. 欠損金に係る制度の見直し（繰越期間の延長）	5
3. 中小企業投資促進税制の延長	6
4. 中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の範囲の明確化	8
5. エンジェル税制の拡充	10
6. 青色申告特別控除の拡充	11
7. その他の中小企業関連租税特別措置	12
8. その他の関連税制	13
(参考) 消費税の総額表示制度移行に伴う措置	14

1. 中小企業の事業承継の円滑化

(1) 事業承継税制の拡充

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。その事業が相続税の負担のために次世代に継承されなかったり、成長力を削がれることは、我が国経済にとって大きな損失。そのため、中小企業の事業承継の円滑化を図るべく、自社株に対する相続税の軽減措置を拡充する。

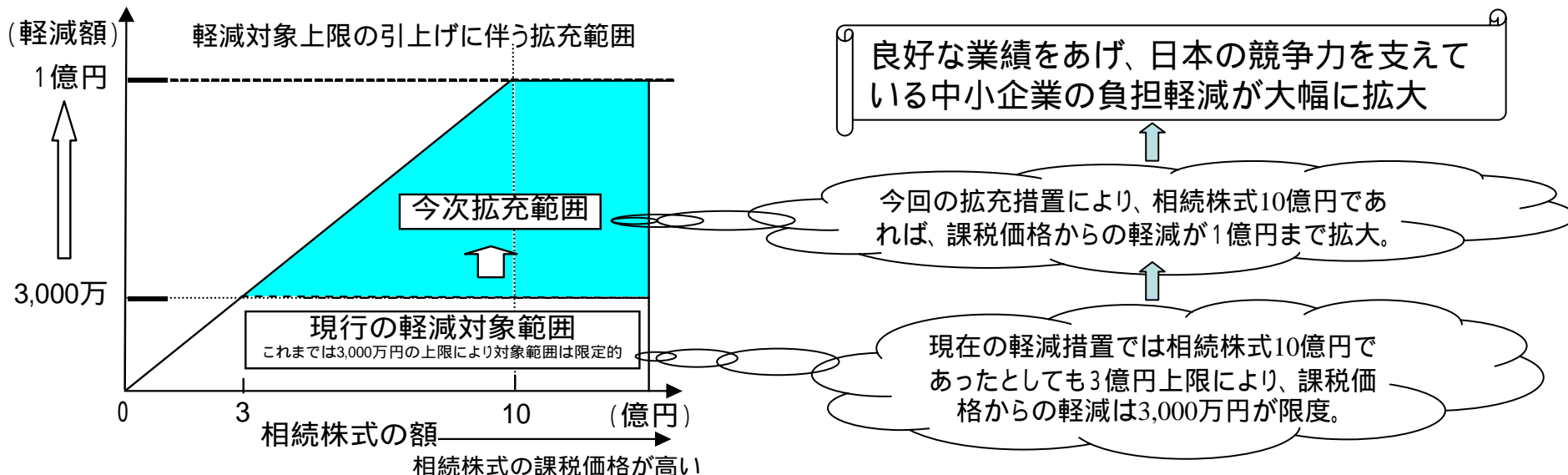
改正の概要

事業承継時の自社株に対する相続税課税価格の10%軽減措置について、現在、「3億円又は発行済株式総数の2/3まで」とされている軽減対象上限を「10億円又は発行済株式総数の2/3まで」に引き上げる。

改正の効果

今次拡充に伴い、最大で1億円まで軽減措置が拡大されることとなり(これまでは3,000万円)、特に、良好な業績をあげ、日本の競争力を支えている中小企業に対し、軽減措置が拡大されることとなる。

(注) 3億円 × 10% = 3,000万円 ⇨ 10億円 × 10% = 1億円



(注) 本軽減措置を活用できるのは発行済株式総額20億円未満の会社。

(参考) 平成16年度税制改正における自社株に対する軽減措置の拡充

< 改正前の要件 >

選択要件

小規模宅地特例と自社株特例の両方を一定の範囲内で利用可能。

対象会社要件

発行済株式総額20億円未満(相続税評価額ベース)までの会社であること。

被相続人要件

本人と同族関係者(6親等内の親族等)で50%超保有していること。

相続人要件

申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。

軽減対象の上限

発行済株式の2/3まで、又は**3億円**までのいずれか低い方。

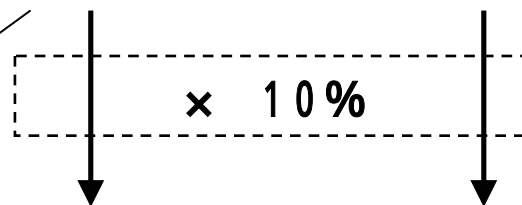
軽減率

相続税の課税価格の**10%**を軽減。

< 平成16年度改正での拡充内容 >

軽減対象上限の引き上げ

3億円 → 10億円



3000万円 → 1億円

相続税課税価格の軽減額
(最大)

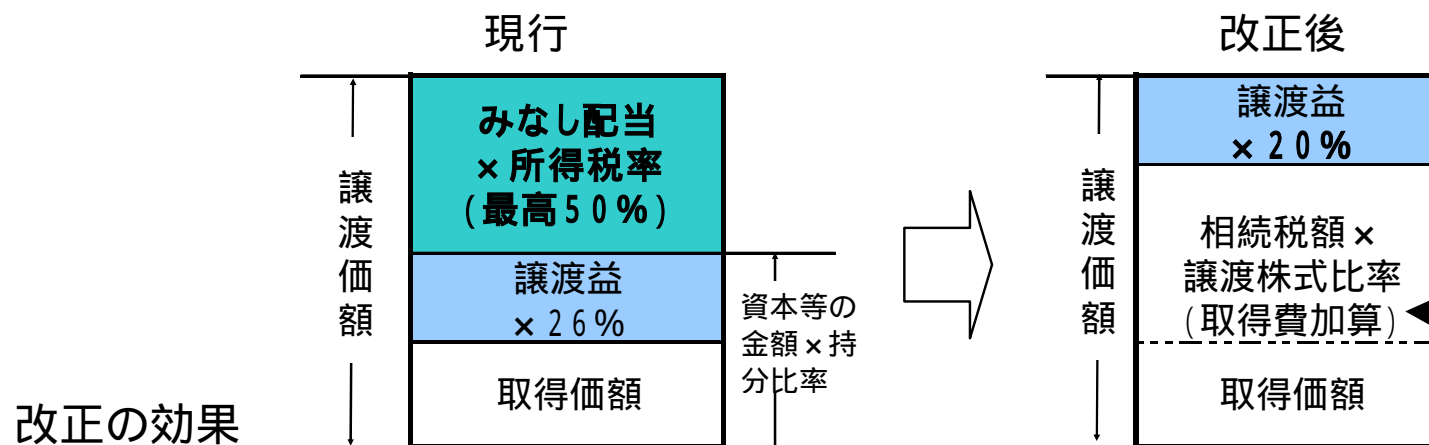
(2) 相続株式を自社に売却した相続人株主の課税の特例

非上場株式の相続人が、会社に相続株式を売却した場合、譲渡益の大半が配当とみなされ、所得税率(最高50%)により課税されており、税負担が過重(上場株式は譲渡益課税で現行10%)。そのため、非上場株式を相続して相続税を納めようとしている株主を、みなし配当課税の対象から除外し、金庫株を活用した円滑な事業承継を支援する。

改正の概要

事業承継時において、非上場株式の相続人が相続後一定期間内に、相続した非上場株式を会社に譲渡した場合、みなし配当課税とせず、譲渡益課税とする。

相続人が相続する非上場株式を自社に売却した際の課税制度



- これまで最高50%の負担とされていたものが、20%に軽減。
 - 相続税額の取得費加算特例(注)の利用範囲が広がるため、譲渡所得額が大幅に圧縮。
- (注)相続税申告後3年以内に相続財産を譲渡した場合、相続税額の一部を譲渡益課税の取得費に加算し、負担軽減する措置。

中小企業の後継者が相続税を納税しやすい環境を整備することで、円滑な事業承継を可能にする。

(3)非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減

中小企業の事業承継は相続に限られない。適当な後継者がなく親族以外に経営を引き継ぐ場合や、M & Aによる経営の引き継ぎも経済活力や雇用を守る上で重要。また、中小企業の資金繰り難の中、非上場会社へのリスクマネーの円滑な供給は喫緊の課題。このため、上場株式に比べて不公平に扱われていた非上場株式の譲渡益課税の税率を軽減する。

改正の概要

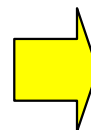
非上場株式の譲渡益に係る税率を26%から20%に軽減する。

株式譲渡益課税の現行制度

上場株式
(平成20年~)
20% (原則)
(平成15~19年)
10%



非上場株式
26%



改正案

非上場株式
20%

上場株式と非上場株式の間に著しい不公平

改正の効果

後継者難にある中小企業の親族以外への経営引継ぎ、M & A等による円滑な事業承継並びに中小企業・ベンチャー企業への直接投資によるリスクマネーの円滑な供給による自己資本の充実に資する。

2. 欠損金に係る制度の見直し（繰越期間の延長）

現行の極めて限定的な欠損金の繰越制度は右肩上がりの経済を前提としたもの。現在の経済状況では中小企業は累積欠損を解消することが極めて困難。また、リスクの高い事業に挑戦する事業者や事業再生を目指す事業者等に不利な制度ともなっている。

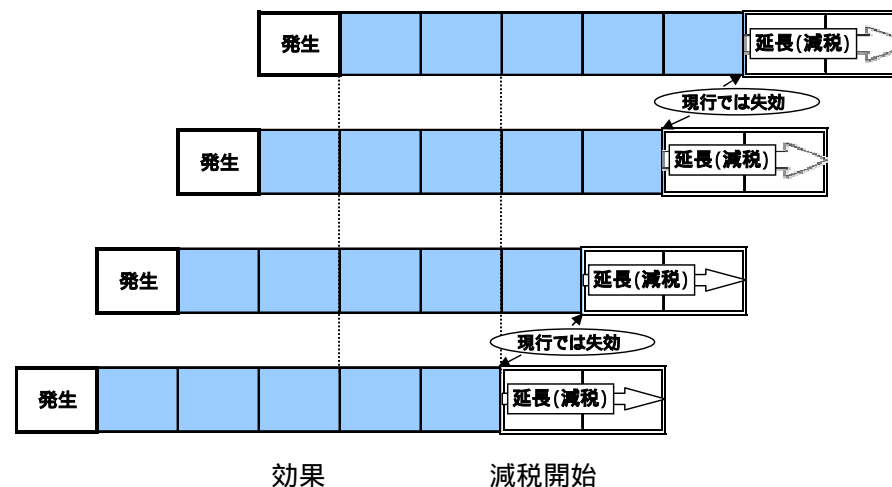
このため、将来ある中小企業が淘汰されるのを防止し、果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越期間の延長（5年→7年）を行う。

改正の概要

- ・全法人について、繰越期間を5年から7年に延長する。
- ・延長の対象は、新規発生のみならず、平成13年度以後に発生した既存欠損金についても適用。

欠損金の繰越期間の延長措置のイメージ

平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年



これまで欠損発生以後、5年間で失効していた欠損金を6年目、7年目の所得と相殺することが可能となり、中小企業の財務体質の改善が図られることとなる。

なお、欠損金の繰越期間の延長に伴い、帳簿書類の保存期間を一律7年、欠損金額にかかる更正の期間制限（現行5年）を7年に延長するとともに、脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限（現行3年）を5年に延長。

3. 中小企業投資促進税制の延長

長引く景気低迷の中、中小企業の設備投資は未だ低調であり、生産設備は老朽化。そのため、景気の回復及び構造改革推進に万全を期すべく、中小企業が行う前向きな設備投資を包括的に支援する中小企業投資促進税制について、適用期限を2年間延長する。

現行制度の概要

- ・平成10年4月の総合経済対策において創設。現行措置は15年度末まで。
- ・中小企業者の取得する機械・装置等について特別償却(初年度30%)又は税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ。リースの場合はリース費用総額の60%が税額控除の対象。)

改正の内容

- ・適用期間を2年間延長(適用期限:平成17年度末まで)

【対象設備(延長後)】

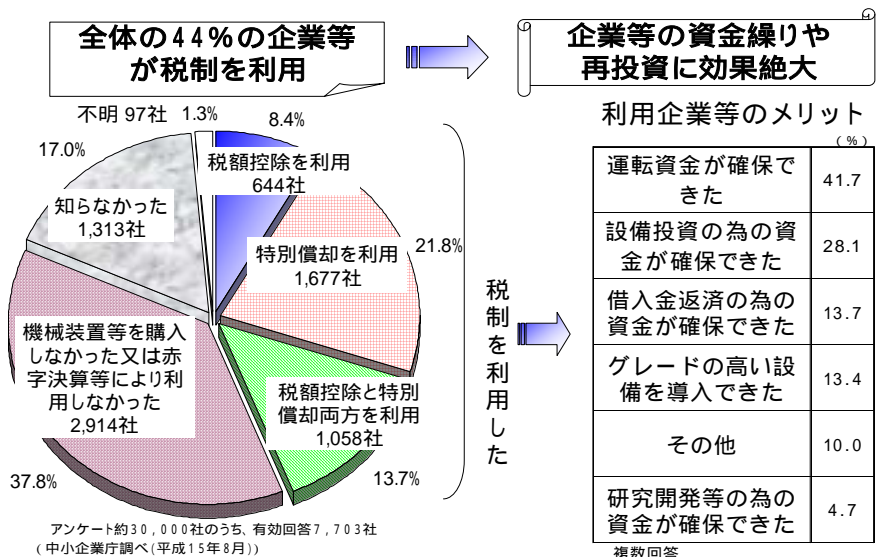
- (1)全ての機械・装置(取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上)
- (2)電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具・備品9種類
(取得価額120万円以上、リースの場合160万円以上)
- (3)普通貨物自動車(車両総重量3.5トンを以上)、(4)内航船舶(取得価額の75%が対象)

IT投資促進税制、少額減価償却資産の特例措置の創設を踏まえ、器具・備品の取得・リース価額要件を20万円引き上げ

(参考: 中小企業投資促進税制の効果)

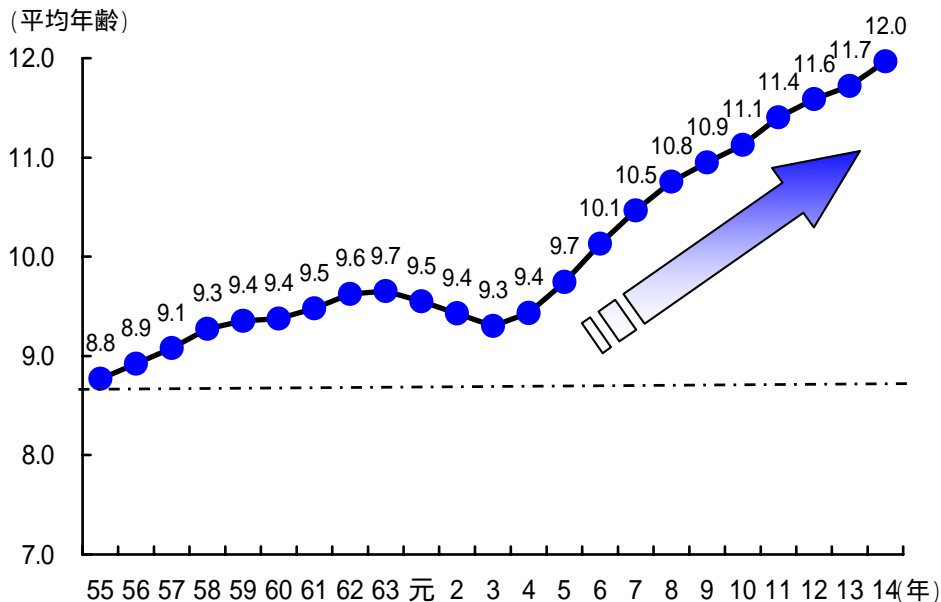
中小企業投資促進税制は極めて活発に利用されており、本措置の適用期限の2年間の延長により、まだまだ安定感のない中小企業者の設備投資を下支えするとともに、我が国構造改革を支える中小企業者の生産性の一層の向上が見込まれている。

中小企業投資促進税制の利用状況



製造業の設備平均年齢(ヴィンテージ)の推移

製造業の設備平均年齢は平成3年以降一貫して上昇しており、生産性の低下が懸念される状況



備考: 設備平均年齢 = [(前期の平均年齢 + 1) × (前期末の資本ストック - 今期の除却額) + 今期の設備投資額 × 0.5] ÷ 今期末の資本ストック

4. 中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の適用範囲の明確化

中小企業では、従業員が他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むのが実態。
このように、限られた人的資源の中で試験研究に取り組まざるを得ない中小企業の実態を踏まえ、プロジェクトチームが組織される場合に、当該プロジェクトチームに参画する研究者の person 費について、税額控除の対象となり得る範囲を明確化。

制度の概要

試験研究費の総額の15% (所得税、法人税額の20%を上限とする) を税額控除。

今回の明確化の背景

税額控除の対象となる試験研究費のうち person 費については、「専ら」試験研究に従事していることが要件とされており、実務家の間では、他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むケースは対象とならないと言われてきた。

今回の対応 (国税庁に対する文書照会により適用範囲を明確化)

試験研究以外の業務と兼務する者の person 費についても、税額控除の対象となる適用範囲を以下の(3)のように明確化(平成15年12月22日 中庁第1号、平成15年12月25日 課法2 - 27・課審5 - 25)。

以下のいずれかに該当する者は、「専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当。

- (1) 試験研究部門に属している者や研究者の肩書を有する者等の試験研究を専属業務とする者
- (2) 研究プロジェクトの全期間中試験研究に従事する者
- (3) 次の各項目のすべてを満たす者

その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
従事期間がトータルとして相当期間(おおむね1ヶ月以上)あること(担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする)
担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る person 費が適正に計算されていること

兼務者が多い中小企業の試験研究の実態に対応した税制措置とすることにより、更なる中小企業の技術力の向上が期待される。

[国税庁に対する文書照会と回答]

平成 15・12・19 中庁第 1 号
平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日

国税庁課税部長 西江 章 殿

中小企業庁経営支援部長 西村 雅夫

試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについて

標記について、下記のとおり解して差し支えないか、貴見を伺いたく照会申し上げます。

(趣旨)

試験研究費税額控除制度の対象となる試験研究費に含まれる人件費については、租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 2 項第 1 号、第 2 7 条の 4 第 9 項第 1 号及び第 3 9 条の 3 9 第 1 0 項第 1 号において、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」と規定されているところである。

しかしながら、当該規定が適用できるかどうかの判定に当たっては、試験研究部門に属している者や、研究者としての肩書のある者等に限られるのではないかという認識が実務界にあることから、実態として当該規定の適用を見送る例があると承知しているところである。

特に、中小企業は人的な余裕がなく、限られた経営資源の中で試験研究に取り組みざるを得ないため、試験研究以外の業務と兼務するケースが多く見られるところであるが、下記のような研究プロジェクトの場合にあっては、当該規定の適用があり得ることを明確にするとともに、その周知を図るために照会するものである。

記

試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の考え方

租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 2 項第 1 号、第 2 7 条の 4 第 9 項第 1 号及び第 3 9 条の 3 9 第 1 0 項第 1 号に規定される「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」とは、試験研究部門に属している者や研究者としての肩書を有する者等の試験研究を専属業務とする者や、研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、次の各事項のすべてを満たす者もこれに該当する。

試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集等の業務（フェーズ）のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務（以下「担当業務」という。）に、当該担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。

担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠であること。

その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね 1 ヶ月（実働 2 0 日程度）以上）あること。この際、連続した期間従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間的に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専属的に従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとする。

当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

課法 2 - 27
課審 5 - 25
平成 15 年 12 月 25 日

中小企業庁
経営支援部長 西村 雅夫 殿

国税庁課税部長
西江 章

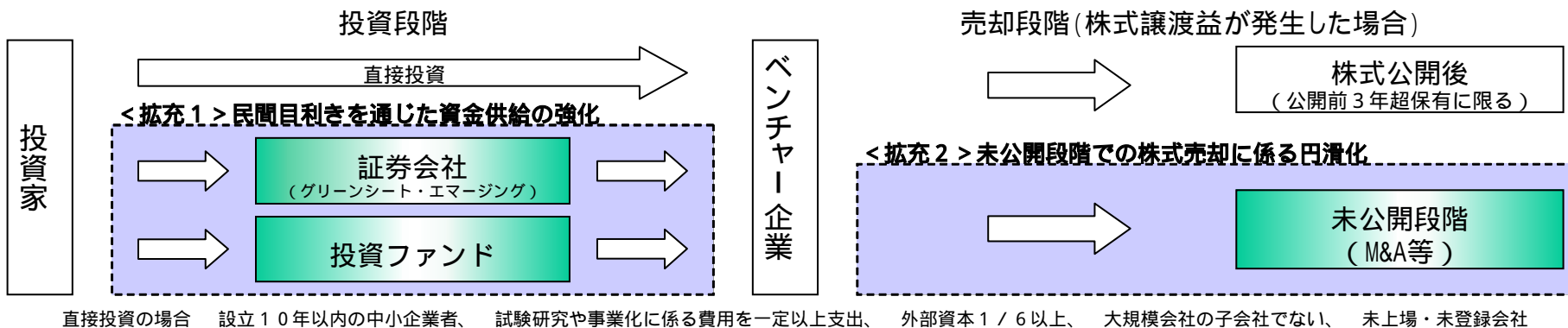
試験研究費税額控除制度における人件費に係る
「専ら」要件の税務上の取扱いについて
(平成 15 年 12 月 19 日付中庁第 1 号による照会に対する回答)

標記のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

5. エンジェル税制の拡充

平成15年度税制改正により動きはじめたエンジェル投資の動きを更に加速すべく、証券会社（グリーンシート）や投資ファンドを通じた投資につき、ベンチャー企業としての要件を免除するなどの制度拡充を行うことにより、ベンチャー企業の資金調達に係る更なる円滑化を図る。

改正の概要



＜拡充1＞
証券会社や投資ファンドを通じた場合、投資先企業に係る適用要件を免除（上記要件 及び ）
投資ファンドの成功報酬・管理報酬が費用計上可能

＜拡充2＞
M & Aによる売却でも株式譲渡益の圧縮特例が適用されるように、株式保有期間を「取得時から3年超保有」に見直し
非上場株式の譲渡益課税率を一律26%から20%に引下げ

改正の効果

本改正により、投資家約6,000名・投資額約70億円のリスクマネーが、ベンチャー企業約140社に対して毎年継続的に供給される見込み。

制度創設以降6年間のエンジェル税制の実績（累積）

	投資家	投資先企業	投資額
合計	384名	24社	5.4億円

平成15年12月現在

平成16年度税制改正の効果（今後の年間投資見込み）

	投資家	投資先企業	
証券会社経由	約5,400名	約50社	約30億円
投資ファンド経由	約600名	約90社	約40億円
合計	約6,000名	約140社	約70億円

1 各種統計やヒアリング等をもとに経済産業省が推定
2 平成15年度に動き出した3,000名・120億円の投資は、今後2～3年かけて顕在化を見込むため、上記の内数となる。

6 . 青色申告特別控除の拡充

厳しいデフレ下、リスクに弱く、納税負担等の面でしわ寄せの大きい個人事業者の置かれた状況に鑑み、青色申告特別控除を拡充する。

青色申告特別控除制度の概要

- ・ 青色申告特別控除は、記帳水準の向上を趣旨としたもので、平成5年に創設。
- ・ 主に事業所得者又は不動産所得者を対象として、記帳水準に応じて所得控除を認めるもの。

	平成5年	平成10年	平成12年 (現行)
正規の簿記の原則に従い記録している者	35万円	45万円	55万円
簡易な簿記の方法により記録している者(経過措置)	35万円	45万円	45万円
上記以外の者(所得額300万円以下の者等)	10万円	10万円	10万円

改正の内容

- 青色申告事業者の納税負担に鑑み、正規の簿記の原則に従い記録している事業者について、**現行55万円の控除額を、65万円(=給与所得控除額の下限)に引き上げる。**
- なお、簡易な簿記の方法により記録している事業者に係る経過措置(控除額45万円)は廃止。
- いずれの措置も、平成17年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税について適用。

7. その他の中小企業関連租税特別措置

中小・ベンチャー企業の欠損金にかかる特例措置の適用期限の延長

創業5年以内の中小企業及び中小企業経営革新支援法の承認事業者について欠損金の1年間の繰戻還付を認める措置の適用期限を2年間延長する。

特定の子会社の子会社の子会社の留保金課税に係る課税停止措置の適用期限の延長

創業10年以内の中小企業、新事業創出促進法認定企業、試験研究費及び開発費が3%を超える中小企業に係る留保金課税の停止措置の適用期限を2年間延長する。

(なお、自己資本比率50%以下の中小企業を対象とした課税停止措置は平成17年度末まで)

商業施設等の特別償却制度(中心市街地活性化法関連)の適用期限の延長

中心市街地活性化法に基づいて各市町村において作成される基本計画に基づき、当該中心市街地において商店街振興組合等(一部対象事業者を見直し)が整備する店舗、駐車場、アーケードなどの商業施設等の特別償却制度(8%又は12%)について、適用期限を2年間延長する。

中小企業者の火災共済協同組合等の異常危険準備金制度の適用期限の延長

火災共済協同組合等が積み立てた異常危険準備金について、正味収入共済掛金の5%以下(通常2.5%)までの金額について損金算入を認める特例措置の適用期限を3年間延長する。

8. その他の関連税制

(1) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

【改正の内容】

確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

		現行	改正額
企業型	他に企業年金を実施していない企業	月額 3.6 万円	<u>4.6 万円</u>
	他に企業年金を実施している企業	月額 1.8 万円	<u>2.3 万円</u>
個人型	企業年金を実施していない企業の従業員	月額 1.5 万円	<u>1.8 万円</u>
	自営業者等	月額 6.8 万円から国民年金基金の掛金を控除した額 (現状維持)	

少額資産者の中途引出しを容認

- (i) 累計拠出額(金利含む) 50 万円以下であれば、加入期間を問わず個人型に移換したうえで中途引出を認める。
- (ii) 累計拠出額(金利含む) 1.5 万円以下であれば、個人型に移換せずに中途引出を認める。

特別法人税の凍結継続

(2) 固定資産税の負担水準の引き下げ

【改正の内容】

商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が法定された 70% の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を講ずる。なお、都市計画税についても同様の措置を講ずる。

(参考) 消費税の総額表示制度移行に伴う措置

平成16年4月1日から消費税の総額表示制度が義務付けされる。これまでも商工会議所、商工会等を通じた普及や記帳指導活動を行っている他、端数処理の特例の制定やレジスター等の導入負担を軽減する税制上の措置の導入等を行ったところ。

また、優越的地位の濫用に係る問題が大手小売業等によって引き起こされないよう、公取Q & Aの普及、活用の奨励等の取り組みを進めているところ。

(1) 制度の周知徹底

総額表示制度への移行及び中小事業者特例(免税点制度・簡易課税制度)の変更を円滑に行うため、平成15年度においては商工会議所、商工会等に約40億円を計上し、全国において説明会の開催、記帳指導等を強力に推進中。

(2) 端数処理の特例の制定

総額表示を基礎として代金決済する場合、端数を切り捨てた後の消費税相当額をもって売上に係る消費税額とすることを当分の間認める。但し、税抜価格を基礎とした代金決済を行わざるを得ない場合は、総額表示義務を履行していることを要件に、これまで同様、税抜価格を前提とした端数処理の特例を3年間に限り適用する。

(3) 必要な設備導入を支援する税制措置(レジスター購入、ソフトの入れ替え)

IT投資促進税制: 年間のIT投資額の10%の税額控除、又は50%の特別償却を認める。
(平成18年3月31日まで)

少額減価償却資産の取得価額の即時償却: 資本金1億円以下の中小企業者が取得する減価償却資産(30万円未満)について、取得した事業年度に全額損金算入(即時償却)を認める。(平成18年3月31日まで)

(4) 公取Q & Aの制定と関係業界への普及

12月3日に「総額表示方式の実施に当たっての独禁法に関するQ & A」を公取が発表。

(5) 独禁法相談ネットワークの活用

各地の商工会議所、商工会の窓口を經由して独禁法上の相談を公取に持ち込む体制が整備されている。 14